

第4回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Aグループ会議】
議 案



日 時：平成22年10月21日（水）午後1時00分～午後3時00分
場 所：103号会議室

《会議次第》

1 開 会 Aグループリーダー

2 議 題

（１）前回のふりかえり【第６章 議会（全６条）】・・・・・・・・・・ 1

（２）第９章 連携と協力（全３条）について・・・・・・・・・・ 7

3 そ の 他

4 閉 会

(1) 前回のふりかえり【第6章 議会（全6条）】について

（議会の設置）

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

【解 説】

議会の設置について定めています。

「議会の設置」は、地方自治法によって定められた制度ですが、「基本原則」・「基本理念」に基づき、町民が信託して設置することを再度定義しています。

<グループ検討内容>

- ・地方自治法に既定されているものではあるが、別海町として多くの町民に認識してもらうため、この条例の中でこの規定が必要という前提で検討しては？
- ・それでも、改めて規定する必要があるのか考えてしまう。
- ・いままでの議会がどうだとかではなく、別海町として自治基本条例を作るのであれば、項目として必要ではないか。
- ・文章表現は、町民にわかりやすく、肩肘張らず、だけど中身のあるものにしなければならない。
- ・第26条第1項の規定に、「選挙で選ばれた代表で構成する議事機関」と規定している。本条においても「町民の代表機関」としており、設置と役割の規定で、どちらも同じような文章が規定されているのが気になる。
- ・「信託」といった文言が町民にとってわかりやすいか。「信託」とは信用して任せるという語句の意味である。「信託」と第26条第1項の「選挙で選ばれた」は同じ意味と考えるが、そろえるべきなのか、あるいは使い分ける理由があるのか。
- ・組織としての議会の設置を規定しているので、選挙で選ばれたとはせず、「信託」を使っても良いのでは。
- ・やさしい言葉として「町民の意思に」というのはどうか。
- ・「信託」には、信頼して政治などを任せるという意味がある。

【検討後の条文】

（議会の設置）

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

（議会の役割）

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

【解 説】

議会の役割について定めています。

議会は議事機関であり、自由な討議の機会を拡充するとともに、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを定めています。

＜グループ検討内容＞

- ・第25条と本条の第1項の文章が同じようでわかりづらい。同じような内容であるならば、一文にすることも考えてはどうか。
- ・設置と役割を区別し規定したほうが、わかりやすい。
- ・第3項について、少数意見に対する対応についても規定してはどうか。
- ・「妥当性」に含むと解釈し、あえて含まなくても良いのでは。

【検討後の条文】

（議会の役割）

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

【解 説】

議会の権利について定めています。

議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治に定められていますが、ここでは、代表的な権限について定めています。

＜グループ検討内容＞

- ・ 草案の条文で良いと思う。

【検討後の条文】

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

（議会の責務）

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【解 説】

議会は、基本的な責務としてこの条例の基本理念・基本原則及び制度を遵守し総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動することを責務とし、町民の意見を議会運営について町民に説明する責務があると定めています。

＜グループ検討内容＞

・草案の条文で良いと思う。

【検討後の条文】

（議会の責務）

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

【解 説】

自治基本条例の基本理念・基本原則及び制度を遵守し、議員が果たすべき責務について定めています。

- (1) まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の策定に努める。
- (2) 政策立案能力、自治立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努める。
- (3) 政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努める。
- (4) 別海町全体のまちづくりの視点で、的確な判断、活動を行うよう努める。

＜グループ検討内容＞

- ・ここに規定されている事を、是非実行して頂きたい。

【検討後の条文】

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

（議会の運営）

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【解 説】

議会の運営における基本事項として、「情報共有」「町民参加」について定めています。

（1）議会の会議は公開とする。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができること。

（2）会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努める。

＜グループ検討内容＞

・第2項について、非公開とするときは、その理由を開示すべきと考えるので、条文にそのような文言を規定してはどうか。

・過去に非公開の例があったのかは分からないが、今後あり得るのであれば規定すべきである。

●結果

・第2項については、検討意見を反映し、修正とする。

（議会の運営）

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【検討後の条文】

（議会の運営）

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

（２）第９章 連携と協力（全３条）について

（様々な人々との連携と協力）

第４２条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

２ 町民、議会及び行政は、地域産業の振興のため、企業・大学研究機関との連携や協力を推進します。

【解 説】

町民、議会及び行政は、様々な人々や団体の知恵や意見などをまちづくりに生かし、産業振興のため、企業や大学研究機関と連携・協力して、まちづくりを進めることと定めています。

【検討した内容】

- ・ここまで規定した、町民との情報共有や協働以外にも、様々な人々や団体と連携・協力が必要です。この章はそういう関係を規定しています。
- ・大学等との協定の実態があるので、特色として条例に規定すべきと考え第２項を規定。

<グループ検討内容>

（国及び道との連携と協力）

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

【解 説】

別海町と国及び北海道との連携について定めています。

地方分権社会にふさわしい適切な役割分担と相互の連携により、地方自治の拡充を図ることを定めています。

<グループ検討内容>

（他の市町村との連携と協力）

第 4 4 条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

【解 説】

別海町と他の市町村との連携について定めています。

現在、別海町ではごみ処理業務などに関する事務や、周辺自治体で構成する広域連合や一部事務組合等で処理しています。

今後についても、互いの自主性を尊重しながら、多くの分野で連携が図られるよう取り組むことと定めています。

※【一部事務組合の状況】、根室北部消防事務組合（消防に関する事務）・中標津町外 2 町葬斎組合（火葬に関する事務）など。

※【広域連合の状況】、根室北部廃棄物処理広域連合（共同可燃ごみ等処理施設の設置、管理及び運営に関すること、共同リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関すること。）

＜グループ検討内容＞

[illegible]

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意見書】

第 章 【
第 条 (

第 章 【
第 条 (

第 章 【
第 条 （

第	章	【		】
第	条	(		)

